



2015年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社高松コンストラクショングループ  
代 表 者 名 代表取締役社長 小川 完二  
(コード番号 1762 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 北村 明  
(TEL 03-3455-8108)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、昨日開催の取締役会において、「定款の一部変更」を2015年6月25日開催予定の第50回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

取締役の事業年度に関する責任をより明確にし、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。ただし、2014年6月26日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期については、かかる任期の変更を適用しないものとし、これを明確にする附則を新設するものであります。

あわせて、資本政策および配当政策を機動的に遂行することができるよう、定款変更案のとおり第36条(剰余金の配当等決定機関)の新設、現行定款第36条(剰余金の配当の基準日)の一部変更をおこない、あわせて同条の一部と内容が重複する現行定款第37条(中間配当)を削除するものであります。

また、今般、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第26条および第33条の一部を変更するものであります。なお、定款第26条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、現行定款のうち、変更のない条文は省略しております。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(社外取締役との責任限定契約) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役との責任限定契約) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
(社外監査役との責任限定契約) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役との責任限定契約) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
(新設)  (剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設)  (中間配当) 第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(剰余金の配当等の決定機関) 第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、 <u>法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>  (剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社は、中間配当をする場合の基準日は、 <u>毎年9月30日とする。</u> 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を <u>することができる。</u>  (削除)
(新設)	附則 第20条の規定にかかわらず、2014年6月26日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期は、 <u>2016年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u>

## 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2015年6月25日(木曜日)

定款変更の効力発生日 2015年6月25日(木曜日)

以上